一般社団法人日本看護シミュレーションラーニング学会
指導者養成研修委員会規程

（委員会の設置）

第 1 条 定款 52 条に基づいて、指導者養成研修委員会（以下、「委員会」という）を置く。

（目的）

第 2 条 委員会は、看護シミュレーション教育の指導者養成に関する研修を企画・運営することを目的とする。

（委員の構成）

第 3 条 委員会は、理事会で選出された担当理事及び次の委員をもって組織する。

（1） 理事 1 名以上（担当理事を含む）

（2） 代議員 3 名程度

（3） 正会員 10 名以内

2 委員長は委員の中からの互選とする。委員長は委員会を総務する。

3 委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の招集）

第 4 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 委員長は委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員にメール審議を求めることができる。

5 メール審議では、全員の合意をもって議決するものとする。

（活動事項）

第 5 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

（1）指導者養成研修会の企画・運営

（2）指導者養成研修修了者の管理及び認定審査申請支援

（3）指導者養成研修に関する教育プログラム及び教材の開発・改善

（4）そのほか、委員会又は理事会が必要と認めた事項

2 委員会は、年度末までに次年度予算案及び活動計画を理事会に提出する。

（議事録の作成と報告）

第 6 条 委員会は議事録を作成しなければならない。

2 委員会は年度末に活動報告書を作成し理事会に提出する。

（規程の改廃）

第 7 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 20 日から施行する。

この規程は、2022 年 5 月 28 日から施行する。

この規程は、2026 年 8 月 31 日から施行する。